## 税務課だより

#### 平 成 20 年 度

# 産 (I に

# 申告していただく方

り申告しなければなりません。 却資産を地方税法の定めによ 等の別は問いません)は毎年 1月1日現在における当該償 を所有している方(法人、個人 いの町内に事業用償却資産

場やアパートなどを貸し付け 産税が課税されます。 地・家屋と同じように固定資 資産を償却資産といい、土 工具・器具・備品などの固定 に用いている構築物・機械・ ている方が、その事業のため

### 2、申告方法

①平成19年度に申告された方 平成19年12月上旬までに申 告の案内等を送付します。

### ②平成20年度初めて申告され る方

でご連絡ください。 申告書等の送付先を下記ま

#### 3、申告期限

16日 (水) までに申告くださる ようご協力をお願いします。 告期限は平成20年1月31日で 平成20年度の償却資産の申 事務処理の都合上1月

## 償却資産とは

どを経営している方や、駐車 会社や個人で工場や商店な

の減価償却を終えた資産で

あっても、1月1日現在事

# 《対象となるもの》

(1)耐用年数1年以上で取得価 上の資産 額又は製作価額が10万円以

②法人にあっては、 資産として計上している資 未満であっても、 減価償却 (1)の価 額

③建設仮勘定で経理されてい ※ただし、取得価格又は製作 る資産、簿外資産、あるい は、申告の必要はありません。 金算入している資産、 価額が10万円未満で一時損 は耐用年数を経過し、法定 いは20万円未満で3年間で 括償却する資産について ある

> ⑷資産の所有者が他の者に貸 業の用に供している資産 し付けて事業の用に供して いる資産

⑤割賦購入資産で割賦金の完 も、すでに事業の用に供し 済していない資産であって ている資産

8 償却資産の価値を増加させ ⑦社宅用・宿舎用・寮用の償却 るための費用は、 あっても、1月1日現在に ください。 して本体とは別に申告して 資産で減価償却できる資産 とができる状態にある資産 おいて事業の用に供するこ 改良費と

(9)テナントが取り付けた建物 として申告してください。 いてテナントから償却資産 場合は、それらの資産につ 調設備などを施されている 内装、電気、給排水、ガス、空 いる方が、ご自分の費用で を借り受けて事業をされて 附属設備についてビルなど

です。

いる人に納めていただく税金

⑥遊休資産、未稼働資産で 用新案権など)

課税されることがあります。

なお、取り壊し完了日が1

いただかないと翌年度以降も

係までご連絡ください。連絡 は、ご面倒ですが固定資産税

# 提出及び問い合わせ

意ください。

くことになりますので、ご注 固定資産税はお支払いいただ 月1日を過ぎると、その年の

本川 781 - 260111 の町長沢123-12 総合支所住民課

 $\begin{array}{c}
 8 \\
 6 \\
 9 \\
 \hline
 2 \\
 1 \\
 2
\end{array}$ 

固定資産税 年1月1日現在に、所有して

③無形固定資產(特許権、 ②馬、牛、果樹、その他の生 ①自動車税の課税対象となる ≪対象とならないもの 物(鑑賞用植物は除く。) 車、軽自動車、 対象となる原動機付自転 自動車、 無登録自動車を含む。) (工場構内などで使用する 『車及び二輪の小型自動車 軽自動車税の課税 小型特殊自 実

未登記家屋を売買した場合

家屋を取り壊された場合や

ていただくことになります。 20年度から固定資産税を納め に基づいて評価を行い、平成 国が定めた固定資産評価基準 屋を新築又は増築されると、 ら平成20年1月1日までに家 また、平成19年1月2日か

# 税務課固定資産係

問い合わせ

12月号

及び未登記家屋の

家屋の取り壊

し

10

売買について

固定資産税(家屋)は、

毎